

# 会 則



浦安市立美浜中学校 P T A

# 浦安市立美浜中学校PTA会則

## 第1章 名称

第1条 本会は「浦安市立美浜中学校PTA」と称し、事務所を美浜中学校に置きます。

## 第2章 会員

第2条 1. 本会は本校に在籍する生徒保護者と教職員を会員とします。  
2. 本会の会員はすべて平等の権利と義務を有します。

## 第3章 目的

第3条 1. 本会は保護者と教職員がお互いに協力し生徒の健全育成と教育活動の充実を目的とします。  
2. 本会は学校および地域社会の教育環境の改善に努めることを目的とします。  
3. 本会は会員相互の研修や親睦を図ることを目的とします。

## 第4章 方針

第4条 1. 本会は教育を本旨とする民主的な教育団体として活動します。  
2. 本会は生徒の教育および福祉のため活動する他の機関や団体と協力します。  
3. 本会は特定の政党・宗教にかたよることなく、また営利的な行為を行いません。  
4. 本会の名称または役員名で公職の選挙に立候補したり、候補者の推薦をしたりしません。  
5. 本会は他からの一切の干渉を受けません。

## 第5章 活動

第5条 1. よりよい保護者、教職員となるための研修活動を行います。  
2. 教育環境を整備、充実させるために活動します。  
3. 生徒の健全育成のため他の機関や団体と協力します。  
4. 会員相互の親睦と連帯に努めます。  
5. その他、本会の目的を達成するための活動を行います。

## 第6章 組織

第6条 本会に次の機関を置きます。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 学年委員会
5. 専門部会
6. 学級会

第7条 1. 総会は最高の議決機関で会長が年1回召集し、新年度本部役員候補者の承認、会則の改廃、会費の変更及び予算、決算、活動方針等について審議します。  
2. 総会は会員の3分の2以上の出席（委任状も含む）により成立し、出席者の過半数の賛成を得て決定します。但し、会則の改廃については出席者の3分の2以上の賛成を要します。  
3. 臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があった時に開催することが出来ます。

4. 役員会は会長、副会長、書記、会計で構成し、運営委員会で審議する原案を作成します。又、必要に応じて全委員による会を持つことが出来ます。
5. 運営委員会は役員、各学年委員長のいずれか1名を含む各学年の学級委員2名、各正副専門部長のいずれか1名をもって構成し、定例に会長が招集して活動内容を審議し、本会の運営にあたります。  
運営委員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成を得て決定します。
6. 学年委員会は、学級委員及び学年代表の教員1名をもって構成し、学級相互の連絡調整並びに学年における活動を審議し執行します。なお、必要に応じて学年担当教員並びに全学級役員が出席することが出来ます。
7. 専門部会には次の部門を置き、本会の目的を達成するための活動を行います
  - (1) 広報部、文化部、校外部
  - (2) 各正副専門部長のいずれか1名は運営委員会に出席し、活動の報告並びに審議事項の提案を行います。
  - (3) 各専門部は運営委員会で審議する原案を作成します。
8. 学級会は担任と保護者をもって構成し、会の母体となります。
9. 各会議に校長は出席して意見をのべる事が出来ます。

第8条 本会に次の役員を置きます。

1	会長	1名	保護者1	
2	副会長	3名	保護者2	教職員1
3	書記	4名	保護者3	教職員1
4	会計	3名	保護者3	

第9条 本会に次の委員を置きます。

1	学 年 委 員 長		各 学 年 1 名	保護者
2	学 年 副 委 員 長		各 学 年 1 名	
3	専 門 部 部 長		各 部 1 名	
4	専 門 部 副 部 長		各 部 1 名	
5	学級役員	学級委員	各学級2名(うち1名運営委員)	
		専門部員	各 専 門 部 1 名	
6	専門部委員		各 部 2 名	教職員

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げません。

なお、役員に欠員の生じた時は、新たに運営委員会で選出し、任期は前任者の残任期間とします。

第11条 役員の任務は次のとおりとします。

1. 会長は本会を代表し、会務をとりまとめます。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理します。
3. 書記は会議の記録並びに関係文書の作成、配布、保管等にあたります。
4. 会計は本会経理の一切を処理します。

第12条 委員の任務は次のとおりとします。

1. 学年委員長は学級委員を統括し会の議長となります。
2. 学年副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理します。
3. 学級役員は学級委員を中心として、学級会の運営、調整にあたります。
4. 専門部部長は専門部員を統括し部会の議長となります。
5. 専門部副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務を代理します。
6. 専門部員及び専門部委員はその目的に応じた行事等の企画運営にあたります。

## 第 7 章 役員及び委員の選出

第13条 役員及び委員の選出は次のとおりとします。

1. 役員は役員選挙規定に基づき全会員より選出します。
2. 学級委員は各学級の保護者より選出します。
3. 学年委員長及び副委員長は各学年運営委員で互選します。
4. 専門部部长及び副部长は各専門部員で互選します。
5. 専門部委員は教職員より選出します。
6. 学級委員及び専門部員に欠員が生じた場合は、その学級で原則として補充するものとします。

## 第 8 章 会 計

第14条1. 本会の経費は会費その他をもって当てます。会費の額については運営委員会で審議し総会で決定します。

2. 本会の経費は一世帯につき定額とします。

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第16条1. 本会の会計監査は運営委員会の推薦により保護者会員2名、教職員1名を選出し、総会の承認を得ます。

2. 会計監査は本会会計事務を監査し総会に報告します。

## 第 9 章 付 則

第17条 本会の運営に必要な細則は、運営委員会の審議を経て別に定めます。

第18条 本会則は、昭和61年3月1日より実施します。

## 慶 弔 規 定

本会の会員及び生徒の慶弔については下記のとおり定めます。

1. 会員及び生徒が死亡した場合  
金 一万円
2. 会員が火災その他特別の災害にあった場合  
金 五千円
3. 会員がPTAの行事において不慮の事故により全治3週間以上の加療を要した場合  
金 三千円
4. 教職員の転退職については、そのつど役員会で協議し、運営委員会に報告します。
5. その他、規定以外の事項については、そのつど役員会で協議し、運営委員会に報告します。

## 役員選挙規定

1. この規定は規約第6章8条、第7章13条に基づいて役員を選出するための選挙規定です。
2. この選挙の実施にあたり選挙管理委員会(以下選管と称す)を置きます。
3. 選管の構成
  - ①選管は毎年総会終了後に構成され総会終了と共に解散します。
  - ②選管構成は次のとおりとします。

各学級1名・教職員2名の委員をもって構成し、互選により正・副委員長を定めます。
  - ③選管は3分の2以上の出席をもって成立し、代理人及び委任状は認めません。
  - ④選管は発足後ただちに委員構成を全会員に報告します。
  - ⑤選管委員が役員の候補者に推薦され承諾した時は選管委員の資格を失うものとし、
  - ⑥選管委員に欠員が生じた学級は、その学級でただちに補充するものとし、
4. 選管の任務
  - ①選挙の投票と開票管理など、その期間中の一切の事務を行います。
  - ②その他選挙規定以外の事項について協議し決定します。
  - ③役員の選出は総会までに終了します。
  - ④選管委員は会議の内容を他にもらすことを禁じます。
5. 役員の選出方法
  - (1) 保護者役員
    - ①役員候補者を選出するための推薦用紙を配布します。

各会員は保護者会員の中から役員候補者を推薦(自薦を含む)します。
    - ②推薦された全役員候補者の内諾を得ます。
    - ③内諾を得て作成された役員候補者名簿を会員に配布します。
    - ④役員候補者が定数以上の場合は選挙とし、定数の場合総会で一括信任を得ます。
    - ⑤各役職は役員候補者の互選により選管立会いのもとに本人の承諾を得て定めます。
    - ⑥役員選出にあたり、役員候補者が定数に満たない場合は「抽選による選出」を行います。

役員候補者選出の活動期間、抽選方法、抽選日は選管で決定することとします。

抽選除外対象者

    - ・本部役員経験家庭(会長、副会長、書記、会計:第8条に基づく)
    - ・外部委員経験家庭(青少年補導員、社会福祉協議会推進委員)

\*役員経験家庭とは、父親、母親どちらか一方でも本部役員を経験しているご家庭です。

\*外部委員以外の委員経験者は、役員の抽選対象となります。
- (2) 委員(学級委員、専門部員:第9条に基づく)

委員選出にあたり、委員候補者が定数に満たない場合は、「抽選による選出」を行います。

「1生徒に対し1役」とし、経験者は対象生徒が在校中は、抽選の対象から除外します。

ただし、弟妹が入学し在校生となった場合は、抽選対象となります。
- (3) 教職員役員

教職員の合意に基づいて総会までに推薦され選出します。

付則 この改正規定は平成26年4月19日より施行します。

付則 この改正規定は平成31年4月20日より施行します。

付則 この改正規定は令和3年4月24日より施行します。